

札幌エルプラザ公共 4 施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 23 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

- 1 指定管理者の名称
公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌エルプラザ公共 4 施設
 - ①札幌市男女共同参画センター（札幌市北区北 8 条西 3 丁目）
 - ②札幌市消費者センター（札幌市北区北 8 条西 3 丁目）
 - ③札幌市市民活動サポートセンター（札幌市北区北 8 条西 3 丁目）
 - ④札幌市環境プラザ（札幌市北区北 8 条西 3 丁目）
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
 - (2) 札幌市男女共同参画センター条例第 2 条各号に掲げる事業の計画及び実施
 - (3) 札幌市消費者センター条例第 2 条第 5 号及び第 6 号（市長が定める部分を除く。）に掲げる事業の実施並びに同条第 7 号に掲げる事業の計画及び実施
 - (4) 札幌市市民活動サポートセンター条例第 2 条各号に掲げる事業の計画及び実施
 - (5) 札幌市環境プラザ条例第 2 条各号に掲げる事業の計画及び実施
 - (6) 使用承認等に関すること。
 - (7) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
札幌市男女共同参画センター、札幌市市民活動サポートセンター及び札幌市環境プラザについては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。利用料金は、札幌市が条例又は規則で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることとする。